

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 身体障がい者・精神障がい者生涯学習推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境生活政策課 生涯学習係

電話番号：058-272-1111 (内 3575) E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 530千円 (前年度予算額：501千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	501	0	0	0	0	0	0	0	501
要求額	530	0	0	0	0	0	0	0	530
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

障がい者の社会参加や生きがいをづくりのために生涯学習を推進することを目的とし、「放送大学岐阜学習センター」の入学料及び授業料の一部を補助する。

(2) 事業内容

生涯学習の推進を図るため、放送大学岐阜学習センターにおける身体障がい者及び精神障がい者の学習活動に必要な経費 (入学料、授業料) の2分の1の額を補助する。

補助対象者：県内在住者で以下のいずれかを満たす者

- ①身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第4条に規定する身体障害者
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第5条に規定する精神障害者で、同法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

(3) 県負担・補助率の考え方

障がい者の生涯学習を推進するための施策として必要な負担である。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	530	
合計	530	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

県において、障がい者の生涯学習の推進は必要であり、今後も継続して事業を実施する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	身体障がい者・精神障がい者生涯学習推進事業補助金 (単独)
補助事業者(団体)	県内在住者で以下のいずれかを満たす者 ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者で、同法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者 (理由) 共生社会の実現のため、障がい者が学ぶ環境を整備し、社会参加や生きがいづくりを支援する必要がある。
補助事業の概要	(目的) 障がい者の社会参加や生きがいづくりのために生涯学習を推進する。 (内容) 障がい者に対する生涯学習の推進を図るため、放送大学岐阜学習センターにおける身体障がい者及び精神障がい者の学習活動に必要な経費の一部を補助する。 ・補助対象経費：入学料 授業料(1人年間10単位を上限。既補助科目においては、対象外。)
補助率・補助単価等	定額・ <u>定率</u> ・その他(例：人件費相当額) (内容) 補助対象経費(入学料・授業料)の2分の1以内の額 (理由) 障がい者(生活保護受給者除く)年収平均は、日本人年収平均の半額以下であり、学ぶための金銭的条件が十分に整っていないため。
補助効果	障がい者に対する生涯学習の推進を図ることにより、社会参加や生きがいづくりを支援することができる。
終期の設定	終期5年度 (理由)「清流の国ぎふ」創生総合戦略の終了年度 1(1)⑤学校教育と社会教育との連携 (2)②障がいのある人もない人も共に活躍できる社会の確立

(事業目標)

障がいのある方に対し、「放送大学岐阜学習センター」の入学料及び授業料の一部を補助することにより、生涯学習の推進を図るとともに、社会参加や生きがいづくりを支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①補助金交付件数		30	30

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	357千円	408千円	415千円	(予算額) 501千円	(要求額) 530千円
指標①目標	30	30	30	30	30
指標①実績	26	31	31	(推計値) 30	(推計値) 30
指標①達成率	86.7%	103.3%	103.3%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

令和元年度において、多数の申請を受け、障がいのある方の学習ニーズに応えるとともに、社会参加や生きがいをづくりに寄与できた。

(今後の課題)

予算的な制約から、障がいのある方に利便性の高い放送大学の学生に限定して補助を行っている。今後、補助状況や県民ニーズに留意し、適切な制度運用を図る必要がある

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	本補助金は、障がいのある方の学習ニーズに応えるとともに、社会参加や生きがいをづくりの推進につながっており、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	交付申請件数は減少しておらず、ニーズが継続的にある。また、障がいのある方の社会参加や生きがいをづくりに寄与している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	平成22年度から、申請者1人当たりの年間取得単位数に上限を設けるとともに、平成23年度から所得要件の算定を本人から世帯内最高所得者に変更するなど、補助が特定の者に偏ることのないよう見直しを図っている。

(事業の見直し検討)

今後も生涯学習の推進を図るため、予算の範囲内において、「放送大学岐阜学習センター」における障がいのある方の学習活動に必要な経費に対して補助金を交付するとともに、補助が特定の者に偏ることのないよう継続的に見直しを行う。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

本補助金に対しては継続的なニーズがある。また、平成29年度より、国も「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」を推進しており、障がいのある方に生涯学習を通じた社会参加や生きがいづくりを継続的に支援していくことは必要であり、その学習活動へ県が補助することは妥当である。